令和5年度 第2回 豊能町人権問題審議会 議事概要	
開催日時	令和 5 年 9 月 26 日 (火) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 33 分
開催場所	豊能町役場 大会議室
出席委員	有澤 知子 委員 (会長) 木田 正裕 委員 (副会長) 長越 利秋 委員 新倉 英俊 委員 丸尾 裕美子 委員 相澤 由依 委員
欠席委員	上野 智子 委員
事務局	大西 隆樹(政策監兼住民部長) 萩原 哲也(住民部住民人権課長) 井上 直彦(住民部住民人権課課長補佐兼男女共同参画室長)
傍 聴 者	1名
次 第	 開会 案件 (1) 第3次豊能町男女共同参画プランの素案(修正案)について (2) 今後のスケジュールについて その他
配付資料	資料1 第3次豊能町男女共同参画プラン (素案) 資料1-参考 【変更箇所着色表示】第3次豊能町男女共同参画プラン (素案) 資料2 前回からの主な変更箇所一覧 資料3 第3次プラン策定までの今後のスケジュール (案)

議事の経過

発 言 者

発 言 の 内 容 等 (要旨)

事務局

開会

委員7名中6名出席により会議成立の報告

傍聴希望者 1 名

会長により入室許可 → 傍聴者入室

会 長

「案件1 第3次豊能町男女共同参画プランの素案(修正案)について」の説明を願う。

事務局

第3次豊能町男女共同参画プランの素案(修正案)について

資料1、資料-1参考、資料2により説明

資料1は修正反映済み。資料1-参考は、修正箇所を着色表示したもの。

資料2は変更箇所の一覧

目次の次のページ

前回の審議会での意見を踏まえ、年号の表示方法の説明と、西暦と和暦の対照表を記載年号の表示は、冊子全体を通し原則として西暦を先、和暦を括弧書きとした。ただし、1~3ページの「計画策定の背景」については、より読みやすく、それぞれの関連を掴みやすくするため、西暦のみでの記載とした。

6ページ、「SDGsの視点を踏まえた施策の推進」を追加

SDGsの17の目標のひとつである「ジェンダー平等を実現しよう」が今回のプランに該当すると思われる。公表されているSDGsのロゴについても、色や縮尺に規制があるが可能であれば記載する。

7ページ、グラフ中の「n」や「回答累計」等の説明を記載

8~26ページのグラフについて、各グラフがどういった設問に対する回答であるのかがわかりにくいという意見を踏まえ、グラフ部分に設問文を記載

合わせて、一部集計誤り箇所を訂正

29ページ、「施策の体系」の文言を変更、これに連動する次ページ以降の部分も整理

基本目標1

「男女共同参画社会の実現のための基盤整備」としていたが、「基盤整備」という表現に 違和感があるとの意見を踏まえ、前プランと同様の「男女共同参画社会の実現のための教 育・啓発の推進」とした。

基本目標 2 基本方針(2)

「あらゆる分野への女性の参画の拡大」としていたが、「あらゆる分野」という表現が曖昧であるとの意見を踏まえ、この項目の内容は就労に関することであることから、「働く場への女性の参画の拡大」とした。

基本目標 3 基本方針(2)

「様々な困難を抱える人への支援」としていたが、「様々な」という一言で簡単にまとめ

ている印象があるとの意見を踏まえ、具体的に「高齢者、障害者(児)、ひとり親家庭、 外国人等への支援」とした。

基本目標 3 基本方針(4)

「防災における男女共同参画の推進」を追加、災害時の避難所などの緊急時においても、 女性や性的マイノリティーの方にも配慮するといった旨の内容を記載

29ページ、第3次プランで新たに盛り込んだ主な項目に「◎」を付した。

31~45 ページ、前回の審議会後、庁内の各課に対して、記載内容の修正箇所等について 照会、その回答を踏まえ「主な施策の内容」や「主な担当課」を一部修正

35ページ、(3)「政策・方針決定の場への女性の登用の推進」の本文 1~2 行目の「女性の人材育成や能力ある女性の活用」となっていた部分、「能力ある」という表現に違和感がある、敢えてこのように書かないといけないか、といった意見を踏まえ、「能力ある女性」という文言を削除、「女性の人材育成や活用」とした。

37ページ、(2)「あらゆる分野への女性の参画の拡大(今回修正後、働く場への女性の参画の拡大)」の④「農林業や商工業などの自営業に従事する女性への支援」について、担当課に照会した際、②「女性の就労機会の拡大に向けた支援」と内容が重複している、農林業・商工業限定のように受け取られるといった旨の指摘を受けたことを踏まえ、趣旨を損なわないように②に溶け込ませた。

同じく37ページ、(3)「政策・方針決定の場への女性の登用の推進」の②「各種審議会等への女性委員参画の推進」の主な施策の内容中、30%という率について、前回の審議会でこの数字の根拠について質問を受け、改めて確認したところ、大阪府が定める「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」においても40%以上60%以下という数字が設定されていたため、これを踏まえ訂正した。

39 ページ・41 ページ、基本方針(4) として「防災における男女共同参画の推進」を追加 参考資料、47~48 ページ、主な動きの年表を記載

49~51ページ、用語解説を記載

53ページ他、10月実施の役場の機構改革に合わせ、部課の名称を修正 漢字とひらがなの混在などの表記ゆれを修正、今後も精査し必要に応じ随時修正する。

会長意見や質問はあるか。

委員 7ページの表、配布数が前に出ており回収数が括弧書きになっている。回収数が重要である。回収数を前に出し配布数を括弧書きにする方が良い。年代別の回収率も記載すればよりわかりやすい。

すべてのグラフに共通し、凡例が小さく四角の中の色がわからない。大きくすべき。また、グラフの枠内の上部にある文言を枠外に出す方がわかりやすいのではないか。 46ページのフロー図について、大阪府のリーフレットでは「相談したい」「離れたい」 「近づいて欲しくない」など、ケース別に矢印があり、このように記載すると、よりわかりやすい。

「人権まちづくり協会」について、様々な活動を実施しているが、そのことがこのプラン に出ていない。人権まちづくり協会の活動は、啓発事業の最たるものであるので、プラン に盛り込むべきではないか。当事者にとっても励みになる。

- 会 長 四角の部分はわかりにくいので大きくすべきである。
- 事務局 スペースの許す範囲で大きくする。文字を枠外に出すことや、配布数、回収数、回収率の記載の変更など、修正する。
- 委員 このプランでは配布数ではなく回収数をベースにしている。最初に回収数を出し、そこに 注目がいくようにすれば良い。
- 委員 人権まちづくり協会は、相談業務は実施していないが、講演会等を例年実施しており、啓発事業のところに記載できれば当事者のモチベーションも上がると思う。今年もLGBT Qの理解に関する事業を予定しており、啓発事業は継続して実施している。
- 事 務 局 人権まちづくり協会については、3ページの(4)豊能町の動きの中に入れることが可能 と考える。さらに、基本目標1の啓発の部分に入れる。
- 会 長 人権まちづくり協会の活動は入れていただきたい。
- 委員 33ページ、②に「あらゆる場における性差による向き不向き、適材適所等についての理解促進のための啓発」とあるが、「性差による向き不向き」という部分に違和感がある。次の34ページ、現状と課題の最後に「性別に関わりなくすべての人が活躍できる社会の実現を目指します」とある。性差による向き不向きは確かにあるかも知れないが、女性でも男性でも、それぞれが自身の意思で仕事ができるようにする施策が必要なのであって、性別による向き不向きがあり適材適所という形で割りあてる、ということは性別によって仕事を決めてしまうことにならないか。

例えばダンプカーに乗る女性も増えた。電車や飛行機でも過去には見かけなかった場所で 女性が活躍している。力仕事だから男性の仕事、というのではなく、力仕事でもその仕事 をしたいという女性がいればできるようにする、ということが施策の一つではないか。

- 会 長 あらゆる場で、男女それぞれが自身の意思、意欲に基づき、やりたいことができることが 重要である。向き不向きという言葉は、男性はこれ、女性はこれ、と分けてしまう危険性 がある。言葉は難しいがこれは変える方が良いと思う。
- 委員 向き不向きという言葉には確かに違和感を覚えたが、そもそもここの文章で言いたいことは、性差による配慮をしようということかとも思った。それぞれの意欲や意思を尊重することはもちろん大事だが、この文章で言いたいこととは若干違うという印象を受けた。この文章の目的はどういう方向性なのか。どういった文章にするのがベストか。
- 事務局 | 適材適所についての理解促進のための啓発となっている。男性が得意とするところ、女性

が得意とするところなど、同性なら理解できても異性には理解できない、という部分もあると思う。相手のことを尊重した上で異性のことを理解する、そのための啓発を進める、 という目的でこれを残しておくのはどうか。どのような表現にすれば良いかは難しい。

- 会 長 このままでは男性と女性を分けるイメージがある。男女にとらわれず、性差にとらわれずに、お互いやりたい仕事をしよう、ということが重要である。男性にも女性にも色々な人がいる。男女共同参画基本法の最初にもあるが、性別にとらわれずお互いにやりたいことができる社会を実現することが重要である。
- 委員 30ページ、現状と課題に、性別による固定的役割分担意識や偏見、男女間での意識の差は根強く残っているので解消しなければならないとあり、33ページの①には固定的な性別役割分担意識の解消のための正しい理解とある。これを受けて次に、適材適所の活躍機会の確保のための性差の理解とあるが、先ほど言われたように性差による配慮は確かに必要ではあるので、それを踏まえた上で若干変えるだけでも良いのでは。固定的な役割分担意識はどうしても持ってしまうがそれを解消するということを表現できれば良い。

「性差の正しい理解」は間違っている訳ではないという思いもある。配慮が必要かと言えば、それは必要である。議論すべきところは、固定的な役割分担意識を解消したい、ということである。

- 事務局 人によって受け止め方が変わると良くないので、例えば②を削除して、「配慮」ということを含めて、今いただいた意見を①に取り込むというような形はどうか。 あるいは、このまま②は残し、この文言を修正するという形とするか。
- 委員前のプランでは「固定化した男女の役割に縛られない職場づくりを目指すには豊能町が率 先してモデル職場となる必要がある」とはっきり書かれている。そういったことも踏まえ てうまく表現できれば良い。
- 委員 34ページの現状と課題の最後にある「性別に関わりなくすべての人が活躍できる社会の 実現を目指します」という文章がこれに当たるのではないか。男女双方、すべての人がそれぞれの意思に基づいて活躍できる社会の実現を目指すということを書けば、その人の意思によって働ける環境づくり、というイメージになるのではないか。
- 委員「性差の正しい理解」は必要である。男性と女性では体の作りも違う。女性は出産することもあり、違いを理解することは大事なことである。しかしながら、その性差によって向き不向きを決めるということは違うと思う。ここの②はもちろん大事なことではあるが、性差によって向き不向き、適材適所が決められるという部分をうまく別の表現にできないか。
- 会 長 先ほど委員が言われた「性別に関わりなくすべての人が活躍できる社会の実現を目指します」といった表現が良いのではないか。

確かに男性と女性は違うが、そういうことではなく、働く場や社会での活躍といった面に おいて、男性も女性も性別に関わりなくすべての人が自分のやりたいことができる社会、 ということを表現できれば良い。あまり生物学的な性差を強調しない方が良い。

- 委員性差はあるので、性差を正しく理解した上で適材適所の活躍の機会を確保する。理解が先にあって、活躍の機会を確保する、という逆の方が良いのかとも思った。
- 会 長 性差に関わりなく、ということは入れる方が良いと思う。性差にこだわり、適材適所とすると固定的役割分担意識が入ってるように感じる。今までの男性と女性の固定的役割分担を強調することにもなり兼ねない。男女に関わりなく、性差に関わりなく、すべての人が活躍できる社会を目指すといったことを書ければ良い。
- 委員 適材適所という文言を削ればどうか。活躍の場、活躍の機会の確保という文言があればそれで良いのではないか。適材適所は誰が決めるのかわからない。 活躍機会の確保のためには性差は理解しなければならないのではないか。この計画が何のためにあるかというと、そういう部分も含まれていると思う。
- 委員 同意見である。人間として、という言葉を修飾語として使う文章にしないといけない。性差による適材適所、といった言い方は高い所から見下ろすようでもあり良くない。その人その人の意思に基づいた社会、それぞれの意思で動ける社会、人間として男女問わず、マイノリティーの方も含め性別に関わりなくすべての人が自分の意思で活躍できる社会の実現を目指す、というイメージのことを書ければこの会議の意味がある。
- 委員 (3) は「人権の視点からの性の尊重・正しい理解」であり、基本目標1は「教育・啓発の推進」であるが、人権の視点からの性の尊重という意味では、性差の正しい理解は必要と思う。例えば女性が重いものを持つと子宮に負担がかかる、といったことは学ばないとわからない。そういったことも含めて教育や啓発になるのか。あるいは、それは生物学的なことなので人権の視点とは違うのか。どういった視点で書かれているのか。
- ての人が活躍できる社会が好ましいのであって、生物学的にと言ってしまうと、女は女らしく、男は男らしく、という昔の固定的役割分担に議論が戻る可能性がある。 ドイツの憲法裁判所が、生物学的性差にこだわるのではなく、人間として男女の区別なく 平等に扱うべき、といった判決を過去に出したことがある。かつて、女性は夜間働けな かったが、夜でも仕事をして良い、女性が夜働いても安全な社会にすれば良い、といった 判決である。

会

長

その判決により性物学的な男女にこだわるべきでないといった判定基準ができたので、ここでも性別学的な性差にはあまりこだわらない方が良い。

生物学的性差にこだわる必要はない。男性も女性も、人間として、性別に関わりなくすべ

確かに生物学的な性差はあるが、それにこだわらず、すべての人が性別に関わりなく活躍 できる、といったことを書くべきである。生物学的な配慮にこだわり過ぎると元の固定的 な役割分担に戻ってしまう恐れがある。向き不向きや適材適所は削る方が良い。

- 委 員 自分がしたい仕事をすれば良い、という話なら、性差による向き不向き、適材適所、と いった文章はいらないのでは。活躍の場が確保できれば良いのであって、その啓発を進め る方が良い。
- 事務局 意見を総合し、例えば、施策の方向を、誰もが活躍機会を享受できる環境づくりといったような文言にし、主な施策の内容を、性差による違いに関わりなくすべての人が本人の意思で活躍できる社会を目指す、そういった社会の実現に向けた啓発を進める、といったイメージに修正することで良いか。
- 委 員 ─旦はそのように修正いただき、パブリックコメント前の審議会で改めて審議する。
- 会長人権まちづくり協会のことについても書かないといけない。
- 委員 33ページにLGBTQに関する項目があるが、今年の12月には人権まちづくり協会主催のイベント「人権を考える集い」を、トランスジェンダーの当事者の方を招いて実施する。まさにこの④の啓発活動である。啓発活動は毎年中身を変えて実施している。人権まちづくり協会の活動もこの中に組み込んでプランの一環で実施していると位置付ければ良いのではないか。

人権まちづくり協会は、豊能町の 14 自治会の会長や民生委員児童委員など、幅広い様々な組織の集合体であり、啓発活動にはうってつけの組織である。

- 会長しこれは記載していただきたい。
- 委員 年表は一目瞭然になった。年号の対照表も必要ないかも知れない。 ただ、年表には豊能町のことが少ない。4ページの計画策定の趣旨や54ページの男女共同参画社会推進本部設置、以前のプランの策定のことなども記載すれば良いのではないか。豊能町が頑張って動いているということの報告にもなる。
- 事務局 この年表は最初の「計画策定の背景」を元に作成した。意見をいただいた事項も豊能町の動きであるので修正する。
- 委員 41 ページの「防災における男女共同参画の推進」について、これはアンケートの時にはなかったが、災害時のことは大切なことであり人権の問題の最たるものである。第8期豊能町高齢者福祉計画に関する資料の「災害時・緊急時における支援体制の充実」の担当課は総務課、健康増進課、保険課になっているが、男女共同参画プランの「防災における男女共同参画の推進」は住民人権課、総務課が担当課になっている。人権のイメージからすると住民人権課が関わるということかも知れないが、運営ということになると実際に動く課が大事ではないか。健康増進課や保険課の名前も出すべきではないか。逆に第

8 期豊能町高齢者福祉計画の資料には住民人権課は出ていない。同じ豊能町が出す資料であれば整合性を図っていただきたい。

事務局 防災の担当が総務課ということでこのように記載した。原課の思いなども確認の上で調整し必要に応じ記載を変更する。

委員 人権の視点で、住民人権課の思いで防災時にはこういう啓発をしなければならないということで記載したのはわかるが運営までされるのか。一緒に運営するというイメージであれば良いが、高齢者だけではない。自治会もある。自治会で避難所を運営されると思う。すべての町民が対象であるので、その中でこういったことを啓発していきたいとアピールするのであれば、きっちりと強調していただきたい。

前回の審議会で、町の相談窓口で電話による相談件数が少ないという話があったが、ここにメールアドレスを掲載しメールによる相談の窓口を作ればどうか。

第一段階として電話よりメールで相談する人は多い。相談を重ねる中で初めて名前や住所、電話番号を言われる。困っている人が最初に電話で相談するということができない可能性もある。メールなど名前を言わずに相談できる窓口を作ることも検討いただきたい。 目安箱のようなものが役場にあれば色々な課に相談できるが、ここは人権に関する場であるので、住民人権課で人権に関することを酌み取れる相談窓口を作れば良いかと思う。

事 務 局 相談専用の窓口ではないが住民人権課にもメールアドレスはあるので、メールでも相談を 受けるということを出すことはできる。かつて実際に匿名で住民人権課のアドレスにメー ルが来て、他の機関と連携しながら対応したという例はある。そういったこともできると PRすることは必要かと思う。

今回の資料には電話番号しか掲載していないが、最近は法務局でラインによる相談も始まっているので、そういったものもPRすることは必要と思う。

委 員 豊能町の各課のメールアドレスは公開していないのではないか。

事務局 ホームページ上で問合せいただき担当課から回答するという形をとっている。いたずら メールが大量に来るのでメールアドレスは公開していないと思われる。

委員 今はスマホも普及しているので、電話だけでなくメールやラインで若い人でも抵抗なく相談できるということが必要であるが、そういったことに対応できるのか。ホームページ上で質問できることは知っている。質問者からするとどこに届くかわからない。回答をもらっても発信者の名前がわからない。

事務局 □答する担当課にもよると思う。

委 員 | 担当課の判断に任せるのではなく豊能町としてのスタンスを示すべきである。

事 務 局 確かにSNS等の取り扱いは遅れているように思う。人権に関する主な相談機関一覧については、公開されているものを拾って掲載し修正する。

ホームページ上での相談について、どこに届いているのかが分かりにくいということについては、町として何らかの改善ができないのかを検討し改めて報告する。

委 員 人権まちづくり協会は町民に近い立場にある。悩み相談を受けることはできないか。

委 員 人権まちづくり協会は常駐してる者がいないのでできない。

委 員 そういう意味では人権擁護委員がふさわしいのではないか。

委員 豊能町ではないが大阪の法務局でライン相談が始まっている。人権擁護委員が大阪の法務局に出向いて午前9時から午後5時まで実施している。子どもたちからの相談がラインで来る。電話での相談ももちろんある。

豊能町で人権の問題について相談したい場合は、大阪の法務局で午前9時から午後5時まで、自分の好きな時間に、子どもたちだけでなく誰でも相談できる。

人権まちづくり協会は啓発を進めるための団体であり、相談するための団体ではないので 相談を受けることは難しい。

法務局では、男女のこと、子どもたちのいじめのこと、一般の人権に関わる悩み事など、 担当が3~4人おり毎日相談を受けている。それを周知すれば良いのではないか。

会 長 そのあたりを付け加え、周知いただきたい。 次に「案件2 今後のスケジュールについて」の説明を願う。

事 務 局 | 今後のスケジュールについて

資料3により説明

今回の意見を元に素案を修正し次回の審議会で修正後の案を示す。次回の審議会ではパブリックコメントに出すための案を固めたい。12~1月頃を目途にパブリックコメント実施、2~3月に再度審議会を開催し、パブリックコメントでの意見等に基づく修正、プラン策定へと進めたい。

次回の審議会は11月の最終週頃に実施したい。

→ 次回審議会予定 令和 5 年 11 月 27 日 (月) 午後 2 時~

本日の審議会を終了する。

閉会